

中学校部活動の「地域展開」ってなあに??

～地域で支え、未来を育む。八重瀬町の部活動改革～

これまで学校の先生が中心となっていた中学校の部活動を地域のクラブや指導者が中心となって支えていく仕組みに『展開』していきます。

1 全国的な動き:今、大きな転換期を迎えています

国は、少子化の中(本町でも将来的には少子化)でも子どもたちが活動を継続でき、教員の働き方改革にもつながるよう、部活動の地域展開を推進しています。

令和5年度から令和7年度までを「改革推進期間」と位置づけ、体制整備を進めてきました。そして、令和8年度からは「改革実行期間」へと移り、休日の部活動から段階的に地域へと移行・展開する取り組みが本格化します。

	学校部活動	地域クラブ活動
位置付け	学校教育の一環(教育課程外)	学校と連携して行う地域クラブ活動(町や多様な団体が運営)
指導者	当該校の教師や外部指導者、部活動指導員	地域の指導者(一部教師の兼職兼業)
参加者	当該校の生徒	地域の生徒
場所	当該校の施設や町の施設	学校施設、町の施設
費用	用具、交通費等の実費	可能な限り低廉な会費、用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付	各種保険等(スポーツ保険など)

2 八重瀬町のロードマップ:令和13年度までの歩み

改革推進期間(～令和7年度)

改革実行期間(令和8年度～令和13年度)

実態調査や検討協議会の開催、モデル事業を通じた課題の検証

本格的な地域クラブへの展開開始

3 八重瀬町での具体的な取り組み:モデル実証事業の成果

令和7年度には、地域クラブのモデル実証を東風平中学校男女ハンドボール、東風平中学校男女卓球、具志頭中学校男子バレーボールの3種目で関係者のご理解とご協力をいただき実施しました。



～実施後のアンケート結果～

「専門的な指導が受けられた」「普段の仲間と活動できて楽しかった」などの前向きな意見が多く寄せられました。

また、実証期間が短く成果等を収集することが難しかった種目や受益者負担の持ち方などさまざまな課題もありました。



4 安心・安全で効率的な運営を目指して(ICT・プロチームとの連携)

ICT技術や民間との連携も積極的に取り入れていきます。

- (1) スマートキーボックスの活用:東風平中学校などで、学校施設の鍵をデジタル管理するシステムを試行し、教員が立ち会わなくても地域指導者が安全に施設を利用できる仕組みを構築していきます。
- (2) アスリート人材の活用:女子サッカーチーム「FC琉球さくら」によるサッカー教室を開催するなど、トップアスリートから学べる質の高い体験機会を創出しています。
- (3) 運営管理システム:指導者の労務管理や生徒の出欠確認を効率化するため、専用のデジタルツール導入を進めています。



5 今後の展望:地域全体で支える「八重瀬モデル」へ

今後は、令和9年度中の「八重瀬町版推進計画」の公表や、一定の基準を満たした団体を公認する「認定地域クラブ制度」の運用を開始する予定です。また、持続可能な活動のため、個人版・企業版ふるさと納税などの民間資金を運営費に活用する仕組みづくりにも取り組んでいきます。

《 お問い合わせ | 学校教育課 | ☎098-998-7571 》

不法投棄は犯罪です!



町民一人ひとりがルールを正しく守ってキレイな街をつくりましょう。

そのための未然防止として
○土地の管理者は不法投棄されないように草刈り等の清掃作業や柵又はロープを張るなどして適正な管理を行いましょう。

不法投棄は法律により罰せられます。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、違反した場合は以下のように処罰されます。



個人が不法投棄した場合

5年以下の懲役または
1,000万円以下の罰金またはその併科

不法投棄に関する情報提供につきましては、下記にご連絡ください。

法人が不法投棄した場合

3億円以下の罰金

八重瀬町役場 住民環境課 ☎098-998-8203
糸満警察署 110番 又は ☎098-995-0110

違法な不用品回収業者にご注意ください

軽トラックなどで町内を回り無料で家電などの不用品を回収したり、無料回収のチラシを配布している業者が見受けられます。これらの業者は許可を得ていない場合がほとんどです。

あとから高額な金額を請求されたり、不法投棄や海外での不適正処理につながる可能性がありますので便利さに惑わされず適正なルートでのごみの処理をお願いいたします。

廃棄物の野焼きは禁止されています

★野焼きとは・・・

野外で焼却設備を使わずに、木くず・紙くず・廃プラスチックなどの廃棄物を積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたりすることを「野焼き」と言い、ダイオキシン等の有害物質の発生、ばい煙による人への被害、火災の危険等があることから法律によって禁止されています。



また、ドラム缶・基準を満たさない焼却炉・ブロック囲い等での焼却は禁止されており、廃棄物を焼却する際の焼却設備及び焼却方法に関する基準が明確に設定されているため廃棄物を焼却するにはこれを遵守しなければなりません。

※ 野焼きをした者への罰則(廃棄物処理法第25条)

5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金またはこの併科。

野焼きをしているのを発見した場合は?

- ・焼却している人の特徴や事業所名等をメモして保健所・警察・市町村に通報してください。
- ・火災の危険性のある場合は、消防署への通報等の処置をとってください。